

身近な性的マイノリティ

皆さんは、自分の性別や性のあり方について考えたことがありますか。多くの方は自身の性別や身体的特徴に違和感を感じたことがなく、恋愛の対象は異性であるという場合が多いかもしれませんが。まわりの方に対して、多くの方は相手の性別を自然に判別してきたのではないのでしょうか。

しかし、中には、戸籍上の性別に違和感がある方、その性別であれば当然と思われがちな恋愛対象に違和感がある方、自身の性的な身体的特徴に違和感がある方もいます。そうした「性のあり方」が少数派（マイノリティ）である方を「性的マイノリティ」と言います。近年よく聞かれるようになった「LGBTQ」という言葉も性的マイノリティの総称の1つです。

令和2年度に埼玉県が行った「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」では、回答者のうち33%の方が性的マイノリティに分類されています。これは、学校の1クラス30人に1人ほどの割合です。

私は戸籍上女性で性自認も女性ですが、性的指向が女性であるため、カテゴリー的には今はレズビアンです。「今は」と強調したのは、過去には男性とお付き合いしていたこともあるし、性自認が男性寄りだったこともあるからです。よく「性別はグラデーション」と表現されることがありますが、私のように性的指向が移り変わったり、性自認が男女のいずれかに寄っていることも珍しくはないようです。幸い、私はこれまで自分の個性をそのまま受け止めてくれる人に恵まれてきましたが、皆さんに共通して言えるのは、1人の「女性」ではなく1人の「人間」として尊重し、接してくれたということです。性的マイノリティに接するときは、あまり考えすぎずに「この人はこうなんだ」とありのままに捉え、個性として尊重していただきたいです。

「考えすぎず、ありのままを受け止めてほしい」 | 性的マイノリティ当事者Aさん

とです。性的マイノリティ当事者である私も、例えばゲイの方の生きづらさを想像できているかと言われると、自信はありません。性のあり方と同様に、生きづらさも多様であることを理解してもらいたいです。さまざまな自治体が始まっているパートナーシップ宣誓制度には、結婚のような法的効力がなく、もう一歩進んだ制度を望む当事者もいると思いますが、行政がパートナーとの関係を尊重し、生きやすい社会のきっかけづくりをしてくれることはとてもありがたく思っています。



「LGBTQ」の言葉や意味は浸透しつつも

近年、LGBTQに関する報道や象徴的なレインボーフラッグなどにより浸透してきた性的マイノリティ。令和元年度に市が行った「男女共同参画に関する市民意識調査」では、回答者の7割以上が「性的マイノリティ」という言葉と意味を知っている」と回答しました。その一方、回答者の約5割の方が「身近な人が性的マイノリティだった場合、これまでと変わりなく接することができかわからない」と回答しました。

言葉の認知度が上がり、性的マイノリティを身近な存在として気づいているものの、多様な性のあり方を一人ひとりが当たり前のこととして受け止められるまでにはなっていないようです。

性的マイノリティの理解者「ALLY(アライ)」

性的マイノリティの方が信頼できる理解者を「アライ」と呼びます。アライとは、同盟や味方を意味する英語「ALLY(アライ)」から引用された言葉です。性的マイノ



リティの方の生きづらさを解消するには、言葉を知ることだけでなく、理解してアライになること、そしてアライを増やすことが必要です。互いが理解し、尊重することで、誰もが「ありのままの自分」でいられるように、一人ひとりが多様な性への理解を深め、自分にできることを考えましょう。

性のあり方の主な構成要素「SOGI」

「SOGI」はLGBTQに限らず、すべての人に当てはまります。

性的指向
Sexual Orientation
恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか

性自認
Gender Identity
自分の性別をどう認識しているか

多様な「性のあり方」

一般的な「男性」「女性」以外にもさまざまな性のあり方があります。[LGBTQ]も性のあり方を指す言葉で、性的マイノリティの総称の1つとして使われています。

- L レズビアン Lesbian**
性自認(右記参照)が女性で女性を好きになる人
- G ゲイ Gay**
性自認が男性で男性を好きになる人
- B バイセクシュアル Bisexual**
女性も男性も好きになることがある人

- T トランスジェンダー Transgender**
生まれた時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人
- Q クエスチョニング Questioning**
自身の性のあり方を決められない、分からない、決めたくないなどの人
- Q クィア Queer**
規範的ではないとされる性のあり方を包括的に表す言葉

かけがえのない「ありのままの自分」

性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度

図 人権・市民相談課 ☎271



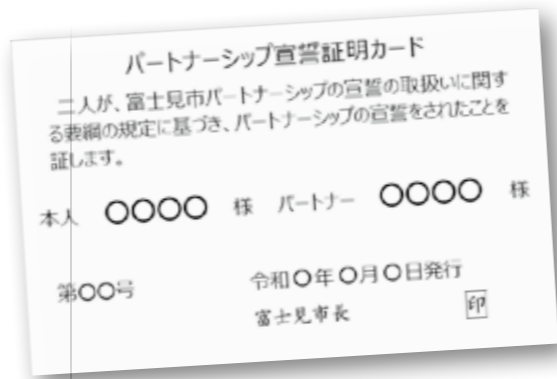
「宣誓制度が心のよりどころになれば」

富士見市男女共同参画社会確立協議会 会長 猪俣 由美子 さん

男女共同参画の推進に関する重要事項について調査・検討、意見の答申などを行う当協議会では、第4次富士見市男女共同参画プランの主要課題の1つである「多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成」を推進するため、富士見市パートナーシップ宣誓制度の策定に向けて議論を重ねました。一人ひとりの人権が尊重され、

誰もが個性と能力を発揮できるまちを念頭に検討を進めた宣誓制度には、市民の方々のLGBTQに対する意識の啓発とともに、当事者の方々が生活していくうえで心のよりどころになればとの願いが込められています。

これからも市と連携し、性自認・性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きられるまちとして歩みを進めていきたいと思えます。



市が発行するパートナーシップ宣誓証明カード

自分らしく生き生きと暮らせるまちへ
市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指すため、令和4年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。宣誓制度は法的な効力はありませんが、性的マイノリティの方のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと暮らせることを市が応援するものです。

富士見市パートナーシップ宣誓制度が始まっています



■ 富士見市パートナーシップ宣誓制度 概要

互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した2人が、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事実を証明する宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。



■ 宣誓できる方

- 双方または一方が性的マイノリティであり、パートナーシップ関係にあること
 - 成年に達していること
 - 市内在住または転入予定であること
 - 配偶者やすでにパートナーシップ関係にある方がいないこと
 - 互いに近親者（※）でないこと
- ※直系血族（祖父母、父母、子、孫など）、三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）

■ 必要書類

- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
 - ▷ 「個人番号」「本籍」「世帯主との続柄」の記載を省略したもの
- 転入予定の住所が確認できる書類（転入予定の方のみ）
 - ▷ 転出証明書、賃貸借契約書の写しなど
- 婚姻していないことが確認できる書類
 - ▷ 戸籍抄本、独身証明書など
- 本人確認書類
 - ▷ マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

■ 宣誓の流れ

(1) 宣誓日時の予約

希望日の7日前までに人権・市民相談課に電話、FAX、メール、直接予約をしてください。

(2) 宣誓

予約日に必要書類を持参し、必ず2人で来庁してください。宣誓書などを市職員立ち合いのもとで記入します。

(3) 宣誓証明書・宣誓証明カードの交付

宣誓の要件の確認後、パートナーシップ宣誓証明書と宣誓証明カードを郵送または窓口で交付します（おおむね1週間後）。

(※) 転入の確認

（双方または一方が市に転入予定の場合）

転入後、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を提出してください。転入の確認後、宣誓証明書・宣誓証明カードを交付します。

- 本制度には、婚姻や相続、税の控除など、法的な効力はありません。
- 本制度は市独自の制度であり、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票には記載されません。
- 宣誓証明書や宣誓証明カードの提示を受けた方は、宣誓した方の同意なく本人の性のあり方や本制度を利用したことを口外しないでください。

宣誓した方は市営住宅申込みの対象になりました

詳しくは17ページをご覧ください。
固建築指導課 ☎049-252-7127

■ 性的マイノリティに関する相談窓口

■ よりそいホットライン

☎0120-279-338 (無料)
FAX0120-773-776
音声ガイダンスの後「4」で性別や同性愛などの相談窓口につながります。
受付 24時間365日

■ 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)

☎048-600-3800
受付 月～土曜午前10時～午後8時30分
(祝日、年末年始、第3木曜を除く)

■ よい子の電話教育相談

【子ども用】 ☎#7300
☎0120-86-3192
【保護者用】 ☎048-556-0874
受付 いずれも24時間365日
【Eメール相談】 soudan@spec.ed.jp
【FAX相談】 0120-81-3192
受付 午前9時～午後5時

■ 埼玉県こころの電話

☎048-723-1447
受付 月～金曜午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

■ セクシュアル・マイノリティ電話法律相談(東京弁護士会)

☎03-3581-5515
受付 第2・4木曜午後5時～7時 (祝日の場合は翌金曜)

■ 性的マイノリティの方の困りごと事例

性的マイノリティの方は日常生活の中で次のようなさまざまな困難があります。

パートナーを家族と認められず、アパートやマンションなどの賃貸借契約を断られた



パートナーが入院したが、家族と認められず、面会や病状説明が受けられなかった



学校や職場でカミングアウトしたら、仲間外れやいじめ、ハラスメントにあった



■ 性の多様性を認め合うためのキーワード

【Coming Out (カミングアウト)】

自分が性的マイノリティであることを他者に打ち明けること。打ち明けられた方は信頼の証と捉え、肯定的に受け止めましょう。

【Outing (アウトティング)】

性的マイノリティであることを当事者の同意を得ずに他者に話すこと。場合によっては当事者を深く傷つけ、命の危険にもつながる行為です。アウトティングは絶対にしないでください。

【Ally (アライ)】

LGBTQを理解し、支援する人または支援したいと思う人。アライが多い環境は当事者にとって自然に自分らしくいられる環境です。

■ 理解促進のためにできること

- 「ホモ」「オカマ」「レズ」「オネエ」などの言葉を使用せず、からかわない
- 性別に中立な言葉を用いる
例) 彼氏・彼女→パートナー・恋人
- 性的指向や性自認に対してうわさ話をしない
- 性別にとらわれた「男らしさ」「女らしさ」を押し付けない
- 誤解や差別に遭遇したときは、見て見ぬ振りせず声をあげる